

II 乳児医療費助成

1. 総括表

区分	対象経費の支出予定金額 A	返還金・その他の収入 B	補助基本額 (A - B) C	補助所要額 (C × 1 / 2) D
医療費①	円	円	円	円
審査支払手数料②				
支給事務費③				
事務交付金④				
小計(②+③+④)⑤				
計(①+⑤)⑥				

2. 費用別算出明細

(1) 医療費

対象者の区分	対象経費の支出済額				合計 a + b + c
	人数	支払金額(現物分) a	支払金額 食事療養 (現物分) b	支払金額(現金分) c	
乳児	人	円	円	円	円

(2) 事務費

区分	支出済額 E	基準額(支給事務費の人数は7月31日現在数) F			対象経費の支出済額 (EとFのいずれか低い額) A
		員数	単価	金額	
審査支払手数料	円	件	72 円	円	円
支給事務費	円	人	250 円	円	円
事務交付金	円	件	180 円	円	円
計					円

Ⅲ 幼児医療費助成

1. 総括表

区分	対象経費の支出予定金額 A 円	返還金・その他の収入 B 円	補助基本額 (A-B) C 円	補助所要額 (C×1/2) D 円
医療費①				
審査支払手数料②				
支給事務費③				
事務交付金④				
小計(②+③+④)⑤				
計(①+⑤)⑥				

2. 費用別算出明細

(1) 医療費

対象者の区分	対象経費の支出済額				合計 a+b+c 円
	人数	支払金額(現物分) a 円	支払金額 食事療養 (現物分) b 円	支払金額 (現金分) c 円	
幼児	人	円	円	円	円

(2) 事務費

区分	支出済額 E 円	基準額 (支給事務費の人数は7月31日現在数) F			対象経費の支出済額 (EとFのいずれか低い額) A 円
		員数	単価 円	金額 円	
審査支払手数料	円	件	72 円	円	円
支給事務費	円	人	250 円	円	円
事務交付金	円	件	180 円	円	円
計					円

IV 母子家庭医療費助成

1. 総括表

区分	対象経費の支出予定金額 A	返還金・その他の収入 B	補助基本額 (A-B) C	補助所要額 (C×1/2) D
医療費①	円	円	円	円
審査支払手数料②				
支給事務費 ③				
事務交付金 ④				
小計(②+③+④)⑤				
計(①+⑤)⑥				

2. 費用別算出明細

(1) 医療費

対象者の区分	対象経費の支出済額				合計 a+b+c
	人数	支払金額(現物分) a	支払金額 食事療養 (現物分) b	支払金額(現金分) c	
母子	人	円	円	円	円
		薬剤一部負担金(再掲)		円	

(2) 事務費

区分	支出済額 E	基準額 (支給事務費の人数は7月31日現在数) F			対象経費の支出済額 (EとFのいずれか低い額) A
		員数	単価	金額	
審査支払手数料	円	件	72 円	円	円
支給事務費	円	人	250 円	円	円
事務交付金	円	件	180 円	円	円
計					円

V 父子家庭医療費助成

1. 総括表

区分	対象経費の支出予定金額 A 円	返還金・その他の収入 B 円	補助基本額 (A-B) C 円	補助所要額 (C×1/2) D 円
医療費①				
審査支払手数料②				
支給事務費 ③				
事務交付金 ④				
小計(②+③+④)⑤				
計(①+⑤)⑥				

2. 費用別算出明細

(1) 医療費

対象者の区分	対象経費の支出済額				合計 a+b+c 円
	人数	支払金額(現物分) a 円	支払金額 食事療養 (現物分) b 円	支払金額(現金分) c 円	
父子	人	円	円	円	円
薬剤一部負担金(再掲)		円			

(2) 事務費

区分	支出済額 E 円	基準額(支給事務費の人数は7月31日現在数) F		対象経費の支出済額 (EとFのいずれか低い額) A 円
		員数	単価 金額	
審査支払手数料	円	件	72 円	円
支給事務費	円	人	250 円	円
事務交付金	円	件	180 円	円
計				円

VI 重度心身障害者医療費助成

1. 総括表

区分	対象経費の支出予定金額 A	返還金・その他の収入 B	補助基本額 (A-B) C	補助所要額 (C×1/2) D
医療費①	円	円	円	円
審査支払手数料②				
支給事務費 ③				
事務交付金 ④				
小計(②+③+④)⑤				
計(①+⑤)⑥				

2. 費用別算出明細

(1) 医療費

対象者の区分	対象経費の支出金額				合計 a+b+c
	人数	支払金額(現物分) a	支払金額 食事療養 (現物分) b	支払金額(現金分) c	
重度心身障害者	人	円	円	円	円
	薬剤一部負担金(再掲)				円

(2) 事務費

区分	支出済額 E	基準額 (支給事務費の人数は7月31日現在数) F			対象経費の支出済額 (EとFのいずれか低い額) A
		員数	単価	金額	
審査支払手数料	円	件	72 円	円	円
支給事務費	円	人	250 円	円	円
事務交付金	円	件	180 円	円	円
計					円

VII 65歳以上重度心身障害者医療費助成

1. 総括表

区分	対象経費の支出予定金額 A	返還金・その他の収入 B	補助基本額 (A-B) C	補助所要額 (C×1/2) D
医療費①	円	円	円	円
審査支払手数料②				
支給事務費 ③				
事務交付金 ④				
小計(②+③+④)⑤				
計(①+⑤)⑥				

2. 費用別算出明細

(1) 医療費

対象者の区分	対象経費の支出済額				合計 a+b+c
	人数	支払金額(現物分) a	支払金額 食事療養 (現物分) b	支払金額 (現金分) c	
65歳以上重度心身障害者	人	円	円	円	円
	薬剤一部負担金(再掲)	円			

(2) 事務費

区分	支出済額 E	基準額 (支給事務費の人数は7月31日現在数) F		対象経費の支出済額 (EとFのいずれか低い額) A
		員数	単価 金額	
審査支払手数料	円	件	72 円	円
支給事務費	円	人	250 円	円
事務交付金	円	件	180 円	円
計				円

3. 事業実績

(1) 月別受給者数の状況(月末現在数)

	年												合計 G	平均 G×1÷12		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
妊産婦	国保															
	社保															
	計															
乳児	国保															
	社保															
	計															
幼児	国保															
	社保															
	計															
母子	国保															
	社保															
	計															
父子	国保															
	社保															
	計															
重度心身障害者	国保															
	社保															
	計															
65歳以上の重度心身障害者	国保															
	社保															
	計															
合計	国保															
	社保															
	計															

(2) 月別医療給付明細 その1 (現物給付・医療費・国保・社保合計分)

対象区分 診療月	乳 児				幼 児					
	件数	点数	一部負担金額 円	外来自己負担金額 円	支払金額 円	件数	点数	一部負担金額 円	外来自己負担金額 円	支払金額 円
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
1										
2										
計										

(2) 月別医療給付明細 その1 (現物給付・医療費・国保・社保合計分)

対象区分 診療月	母				子				父				子			
	件数	点数	一部負担金額 円	支払金額 円	件数	点数	一部負担金額 円	支払金額 円	件数	点数	一部負担金額 円	支払金額 円	件数	点数	一部負担金額 円	支払金額 円
3			()				()				()				()	
4			()				()				()				()	
5			()				()				()				()	
6			()				()				()				()	
7			()				()				()				()	
8			()				()				()				()	
9			()				()				()				()	
10			()				()				()				()	
11			()				()				()				()	
12			()				()				()				()	
1			()				()				()				()	
2			()				()				()				()	
計			()				()				()				()	

() は、薬剤一部負担金を再掲する。

(2) 月別医療給付明細 その1 (現物給付・医療費・国保・社保合計分)

対象区分 診療月	重度心身障害者			65歳以上重度心身障害者			合 計				
	件数	点数	支払金額 () 円	件数	点数	支払金額 () 円	件数	点数	一部負担金 () 円	外来自己負担金額 () 円	支払金額 () 円
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
計											

() は、薬剤一部負担金を再掲する。

(2) 月別医療給付明細 その2 (現物給付・医療費・国保分再掲)

--	--

対象区分 診療月	乳 児				幼 児					
	件数	点数	一部負担金額 円	外来自己負担金額 円	支払金額 円	件数	点数	一部負担金額 円	外来自己負担金額 円	支払金額 円
3	件	点	円	円	円	件	点	円	円	円
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
1										
2										
計										

(2) 月別医療給付明細 その2 (現物給付・医療費・国保分再掲)

--	--

対象区分 診療月	母				子					
	件数	点数	一部負担金額 (円)	外来自己負担金額 (円)	支払金額	件数	点数	一部負担金額 (円)	外来自己負担金額 (円)	支払金額
3	件	点	()	()	円	件	点	()	()	円
4			()					()		
5			()					()		
6			()					()		
7			()					()		
8			()					()		
9			()					()		
10			()					()		
11			()					()		
12			()					()		
1			()					()		
2			()					()		
計			()					()		

() は、薬剤一部負担金を再掲する。

(2) 月別医療給付明細 その2 (現物給付・医療費・国保分再掲)

対象区分 診療月	重度心身障害者			65歳以上重度心身障害者			合 計				
	件数	点数	支払金額 (円)	件数	点数	支払金額 (円)	件数	点数	一部負担金額 (円)	外来自己負担金額 (円)	支払金額 (円)
3	件	点	()	件	点	()	件	点	()	()	()
4			()			()			()		()
5			()			()			()		()
6			()			()			()		()
7			()			()			()		()
8			()			()			()		()
9			()			()			()		()
10			()			()			()		()
11			()			()			()		()
12			()			()			()		()
1			()			()			()		()
2			()			()			()		()
計			()			()			()		()

() は、薬剤一部負担金を再掲する。

(2) 月別医療給付明細 その3 (現物給付分・食事・国保・社保合計分)

対象区分 診療月	乳 児		幼 児		母 子		父 子	
	件数	食事療養 標準負担額 円	件数	食事療養 標準負担額 円	件数	食事療養 標準負担額 円	件数	食事療養 標準負担額 円
3	件	円	件	円	件	円	件	円
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
計	()		()		()		()	

() 内は、食事の単独請求件数の計を再掲する。

(2) 月別医療給付明細 その3 (現物給付分・食事・国保・社保合計分)

対象区分 診療月	重度心身障害者			65才以上重度心身障害者			合 計		
	件数	食事療養 円	標準負担額 円	件数	食事療養 円	標準負担額 円	件数	食事療養 円	標準負担額 円
3	件	円	円	件	円	円	件	円	円
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
1									
2									
計	()			()			()		

() 内は、食事の単独請求件数の計を再掲する。

(2) 月別医療給付明細 その4 (現物給付分・食事・国保分再掲)

対象区分 診療月	乳 児		幼 児		母 子		父 子	
	件数	標準負担額 円	件数	標準負担額 円	件数	標準負担額 円	件数	標準負担額 円
3	件	円	件	円	件	円	件	円
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
計								

(2) 月別医療給付明細 その4 (現物給付分・食事・国保分再掲)

対象区分 診療月	重度心身障害者			65才以上重度心身障害者			合 計		
	件数	食事療養 標準負担額 円	標準負担額 円	件数	食事療養 標準負担額 円	標準負担額 円	件数	食事療養 標準負担額 円	標準負担額 円
3	件	円	円	件	円	円	件	円	円
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
1									
2									
計									

(2) 月別医療給付明細 その5 (妊娠婦・証明分・医療費)

対象区分 償還月	医療費分 (食事療養を除く・国保・社保合計)				医療費分 (食事療養を除く・国保分再掲)					
	件数	点数	一部負担金額 円	外来自己負担金額 円	支払金額	件数	点数	一部負担金額 円	外来自己負担金額 円	支払金額 円
4			()					()		
5			()					()		
6			()					()		
7			()					()		
8			()					()		
9			()					()		
10			()					()		
11			()					()		
12			()					()		
1			()					()		
2			()					()		
3			()					()		
計			()					()		

() は、薬剤一部負担金を再掲する。

(2) 月別医療給付明細 その6 (妊産婦・証明分・食事)

対象区分 償還月	食事療養 (国保・社保合計)		食事療養 (国保分再掲)	
	件数	標準負担額 円	件数	標準負担額 円
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
計	()			

() 内は、食事の単独請求件数を再掲する。

(3) 医療福祉費支給明細書 (現金分)

(4) 事務費支出明細

ア 事務費明細

区分	件数		支払		支給金額 円
	件	数	外来自己負担金額 円	支払金額 円	
妊産婦	1	1			
乳児					
幼児					
母子					
父子					
重度心身障害者					
65歳以上重度心身障害者					
計					

節	支出済額 円	内容
7 賃金		賃金
9 旅費		旅費
11 需用費		消耗品費 印刷製本費 食糧費 その他 通信運搬費 手数料 その他 委託料
12 役務費		
13 委託料		
14 使用料及び賃借料		使用料及び賃借料
18 備品購入費		庁舎器具費
19 負担金、補助及び交付金		交付金
計		

イ 審査支払手数料・事務交付金明細

区分	審査支払手数料		事務交付金		支給事務費	
	件数	支出済額 円	件数	支出済額 円	対象者数 人	支出済額 円
妊産婦	1		1		1	
乳児						
幼児						
母子						
父子						
重度心身障害者						
65歳以上重度心身障害者						
計						

(注)

・審査支払手数料

1件 72円

・事務交付金

1件 180円

4. 歳入細目

--	--

区分	妊産婦	乳児	幼児	母子	父子	重度心身障害者	65歳以上重度心身障害者	計
高額療養費								
特例療養費								
その他								
計								

第 号
平成 年 月 日

殿

茨城県知事

平成 年度医療福祉費等補助金確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した医療福祉費等補助金については、平成 年 月 日付 第 号の事業実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

区 分	金 額
交付決定(確定)額	金 円 内訳 乳幼児等 円 妊産婦 円
補助金交付済額	金 円 内訳 乳幼児等 円 妊産婦 円
補助金追加交付額	金 円 内訳 乳幼児等 円 妊産婦 円
補助金返納額	金 円 内訳 乳幼児等 円 妊産婦 円

(4) ○○市(町・村)医療福祉費支給に関する条例準則

昭和48年4月1日施行
昭和52年1月1日全部改正
昭和58年2月1日一部改正
昭和59年10月1日一部改正
平成3年3月18日一部改正
平成6年7月25日一部改正
平成7年1月12日一部改正
平成7年7月28日一部改正
平成8年6月26日一部改正
平成9年7月30日一部改正
平成10年3月31日一部改正
平成11年2月2日一部改正
平成12年2月15日一部改正
平成13年2月13日一部改正
平成15年1月20日一部改正

(目 的)

第1条 この条例は、妊産婦、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(用 語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊産婦 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者(母子家庭の母子、父子家庭の子及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。)

(2) 乳幼児 3歳未満の者をいい、次のように分ける。

ア 乳児 1歳未満の者

イ 幼児 1歳以上3歳未満の者(重度心身障害者等に掲げる者を除く。)

(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者(乳幼児及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。)をいう。

ア 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に定める配偶者のない女子(老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項各号に該当する者を除く。以下「配偶者のない女子」という。)で次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

- (ア) 18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）
 - (イ) 20歳未満の児童（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。）で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める障害の状態にある者
 - (ウ) 20歳未満の児童で別表第1に定める学校に在学している者
 - イ 母子及び寡婦福祉法付則第3条に定める父母のない児童のうちアの（ア），（イ）及び（ウ）に掲げる児童
 - ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。）
- (4) 父子家庭の父子 次に掲げる者（乳幼児及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）をいう。
- ア 別表第2に定める配偶者のない男子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。以下「配偶者のない男子」という。）で第3号アの（ア），（イ）及び（ウ）に掲げる児童を現に監護している者及びその児童
 - イ 第3号に掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない男子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。）
- (5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級に該当する者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第4項に規定する知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所（以下「更生相談所」という。）において、知能指数が35以下と判定された者
 - ウ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
 - エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスの免疫の機能障害とされる者

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、〇〇市（町・村）の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律

第192号)、老人保健法又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(〇〇市(町・村)の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により〇〇市(町・村)が行う国民健康保険の被保険者となる者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(医療福祉費の支給)

第4条 〇〇市(町・村)は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、老人保健法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費又は高額医療費が支給されることとなる場合又は標準負担額減額に関する特例の適用を受けることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者(重度心身障害者等を除く。)が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院又は診療所並びに同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関(以下この項において「保険医療機関等」という。)で入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療以外のものを受けた場合並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)に指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに1日につき500円(1日の対象者が負担する額が500円に満たない場合は、当該満たない額)を控除するものとする。この場合において、同一の月に同一の保健医療機関等及び指定訪問看護事業者において2回医療等を受けたときは、その月のその後の期間内に当該医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るものについては控除しないものとする。

3 第1項の高額療養費は、次の各号に定める算出方法の例によるほか、国民健康保険法若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

(1) 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第1項の合算した額は、同項の被保険者又はその被扶養者のうち対象者の受けた療養に限り、同項第1号に

掲げる額を合算した額とする。

(2) 健康保険法施行令第42条第1項の高額療養費の支給回数は、同項の被保険者に係る対象者の受けた療養に限り、同条の規定（前号の規定を含む。）の適用があるものとして算出された回数とする。

4 第1項の高額医療費は、老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第14条の規定により算出された額とする。

5 第1項の標準負担額減額に関する特例は、健康保険法施行規則第45条ノ6第1項の規定のほか、国民健康保険法、老人保健法又は社会保険各法に基づく省令の定めるところによる。

6 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険法第76条第2項、第85条第2項、第86条第2項、第87条第2項及び第88条第4項に規定する療養等に要する費用の額（65歳以上の重度心身障害者等にあつては、老人保健法第30条第1項、第31条の2第2項、第31条の3第2項、第32条第2項及び第46条の5の2第4項に規定する費用の額）の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

7 医療福祉費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市（町・村）長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権を行う者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

8 市（町・村）は、対象者（妊産婦を除く。）が規則で定める手続きに従い、市（町・村）が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局及び同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関（以下この項において「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合、又は指定訪問看護事業者に指定訪問看護を又は老人保健法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うことができる。

9 前項の規定による支払いをしたときは、当該医療を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

10 市（町・村）は、妊産婦が規則で定める手続きに従い、第8項に規定する医療又は指定訪問看護を受け、支払うべき費用を支払った場合には、当該支払うべき費用に相当する額を後日支払うものとする。

（医療福祉費の支給制限）

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者の前年の所得又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条に定める額と同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額（以下「基準額」という。）以上であるとき又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。
 - (2) 乳幼児にあつては、出生の日並びに1歳及び2歳の誕生日において、その父若しくは母の前年の所得（出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき又は乳幼児の父母を除く扶養義務者で主として乳幼児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。
 - (3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、そのいずれかの者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療福祉費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。
 - (4) 重度心身障害者等にあつては、その者の前年の所得又はその者の配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の前年の所得若しくは重度心身障害者等の扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。
- 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する商品先物取引に

係る雑所得等の金額の合計額とする。

ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例による。

- 3 第1項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者又は配偶者若しくは対象者の扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者若しくは配偶者若しくは対象者の扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払いが多額となったときは、規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。

（届出）

第6条 対象者又は保護者等は、規則で定める事項等について、速やかに市（町・村）長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 この条例による医療福祉費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（医療福祉費の返還）

第8条 市（町・村）長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者又は保護者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療福祉費の全部若しくは一部を支給せず又は既に支給した医療福祉費を返還させることができる。

- 2 市（町・村）長は、偽りその他不正行為によって、この条例による医療福祉費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市（町・村）長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の〇〇市（町・村）医療福祉費支給に関する条例（以下「旧条例」という。）により医療福祉費の支給の対象となっている者で、旧条例第2条第1号に規定するものについては、その者が1歳に達するまで、旧条例第2条第2号から第4号までに規定するものについては、昭和52年

6月30日までの間は、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後〇〇市（町・村）医療福祉費支給に関する条例第5条第1項第1号の規定は、平成3年7月1日以降に出生した乳児について適用し、同日前に出生した乳児については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の〇〇市（町・村）医療福祉費支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号イ、第5条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、第2条第3号エの改定規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項及び第4条第4項の改正規定は、平成13年1月1日から適用する。

付 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

別表第1

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第45条に規定する通信課程並びに同法48条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 2 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
- 3 学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の高等部
- 4 学校教育法第82条の3に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第83条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第2 配偶者のない男子の種別

- 1 配偶者（事実婚による配偶者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていない者
- 2 離婚した男子であって、婚姻をしていない者
- 3 配偶者の生死が明らかでない男子
- 4 配偶者から遺棄されている男子